

海外子会社における リスク管理と監査実務

～海外子会社の内部統制監査、不祥事防止に有効なガバナンス体制とは～

開催要領

日時 2018年 12月3日(月) 13:00～17:00

会場 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

講師紹介

長谷川俊明法律事務所 弁護士 長谷川 俊明 氏

【講師紹介】1973年早稲田大学法学部卒業。1977年弁護士登録。1978年米国ワシントン大学法学修士課程終了。国土交通省東京航空局総合評価委員会委員長。渉外弁護士として、企業法務とともに国際金融取引や国際訴訟を扱い、その豊かな経験を踏まえた実践的な指導には定評がある。主な著書：『海外進出の法律実務』『国際ビジネス判例の見方と活用』『海外事業の監査実務』(以上、中央経済社)、『ビジネス法律英語入門』『リスクマネジメントの法律知識』(以上、日経文庫)、『紛争処理法務』『国際法務』(以上、税務経理協会)ほか多数。<受講者特典：当日、テキストとして、講師著『海外子会社のリスク管理と監査実務』(中央経済社)を配付します。>



ご参加頂きたい方

監査役の方もしくは監査部門等に所属され、特に海外子会社の監査実務にご関心のある方

■受講料：1名(税込み、テキスト代 含む)

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)
一般	35,640円(本体価格 33,000円)

■参加要領

当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。後日、(開催日1週間前～10日前までに)受講票・請求書をお送りします。

*正会員登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。

((セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問])

*お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。

*最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきますので、予めご了承ください。

*申込書をご送信頂く際はくれぐれもFAX番号をお間違えないようご注意ください。

■お申込・お問合せ先

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局

担当/鈴木 E-mail:a-suzuki@bri.or.jp

TEL:03-5215-3513 FAX:03-5215-0951

東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル2F

当会ホームページよりお申込みいただくのが便利です。

企業研究会 セミナー 検索

※書面にてお申込みの場合には下記申込書をご記入の上、FAXにてお送りください。

181748 - 0202		海外子会社におけるリスク管理と監査実務	
ふりがな 会社名			
住所	〒		
TEL		FAX	
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			
ふりがな ご氏名		所属 役職	
E-mail			

12月3日
(月)

13:00

【開催にあたって】

日本企業におけるグローバル展開が進んでいる中で、それに関連とした経営上のリスクも増大しています。本セミナーでは、監査役・内部監査がなすべき役割の観点から海外子会社監査に焦点を絞り、監査すべき基本的事項から、実務上の諸問題とその対応策までを、最近の不祥事例研究、チェックリスト、各社の体制・規程例等を織り込んで解説していきます。講師は現在、上場企業の社外監査役も務めている弁護士の長谷川俊明氏をお招きします。尚、受講者の皆様にはテキストとして講師著『海外子会社のリスク管理と監査実務』（中央経済社）を配付します。

． 海外事業監査の必要性と重要性

- 1 リスクの増大
 - (1) 欧米型リスク
 - (2) 新興国型リスク
- 2 リスク管理の必要性
- 3 海外事業展開と海外子会社
- 4 グローバルなリスク分散と危機管理体制

． 海外事業監査の具体的進め方

- 1 事前準備段階
 - (1) 日本国内
 - (2) 海外拠点向け...質問状の作成、監査の趣旨説明、監査役制度の解説（英文）
- 2 海外事業監査基準とチェックリスト

． 海外子会社の「統制」と「監査」

- 1 「監査」と「調査」
- 2 海外子会社の内部統制監査、不祥事防止に有効なガバナンス体制とは
- 3 子会社調査権は行使できるか
- 4 海外子会社における不祥事と日本親会社役員の責任
- 5 日本親会社と海外子会社間の法律問題
 - (1) 海外現地との決裁権限の分配と危機対応
 - (2) 親子会社間の取引、資金移動と移転価格問題のチェック、「同時文書化」の推進
- 6 グローバルサプライチェーンの構築

． 実務上の諸問題と対応（実例検討）

- 1 持株会社などによる地域統括がなされている場合となされていない場合の違い
 - ...「ハブ監査」、「ハブコンプライアンス」の必要性
- 2 現地法人の役員との兼任と法的リスク
 - ...裁判管轄権をとられないようにするにはどうしたらよいか
- 3 現地法人のステークホルダーの見極め...新興国型合弁
- 4 海外現地における訴訟リスク対応
 - (1) 注意すべき法分野...雇用差別、製品事故、独占禁止法、知財
 - (2) ディスカバリー対応...e-メールの削除にはとくに注意すべき
 - (3) 証拠隠しを疑われないための文書、記録管理

途 中
休 憩
あ り

17:00